

東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

事務局 〒102 東京都千代田区九段南3-4-1 東京製本健保会館
東京都社会保険労務士会 千代田・中央支部 ☎03(3263)0931 発行人 山本弘之



東京湾岸、晴海の海と空

医療保険、年金改正の動向

日時：平成6年1月12日

場所：電設健保会館



「週刊社会保障」副主幹

瀧澤 助雄

入院給食 1日800円負担へ

今年は健康保険制度と年金制度の改正が行われる。まず、健康保険制度だが厚生省は昨年12月に医療保険審議会から「公的医療保険の給付の範囲・内容の見直し」に関する建議、また、老人保険審議会から「老人保険制度の見直し」に関する意見具申が行われたのを受けて、まだ連立与党との調整は終わっていないが、医療保険制度—健康保険制度改正案の内容をほぼ次のように固めたといえる。

その第一は付添看護・介護に関する給付の改革である。わが国には現在約1万の病院があるが、基準看護を実施している病院は約4000病院（ベッド数で63%）ある。基準看護病院は原則として付添をつけてはいけないこととなっている。基準看護を実施していない約6000病院（ベッド数で37%）に入ると、付添婦さんをつけるようにいわれることがある。病状によって主治医と保険者が認めた場合は、患者が付添いに支払った金額の一部は健康保険から付添看護療養費として支払われるが、実際に支払う付添料には到底及ばず、患者が負担するその差は月に10万円をこえることもしばしばといわれる。老人病院の介護力強化病院は、それなりの診療報酬を手厚く支払っているのに、月15万円、20万円をお世話料として徴収している病院もあると聞く。また、付添婦は患者個人が雇うことになるので、病院スタッフである看護婦との連携上、問題も指摘されている。入院すると誰しもがこの付添看護・介護費用という保険外負担に悩み、その解消を望んでいるといえる。

そこで平成7年度末を目標に基準看護未実施病院に年次計画をたててもらい、病院で看護・介護スタッフを大勢採用してもらおう。その費用は診療報酬の支払い面で支援していく。そして概算、年に約1100億円支払われている付添看護療養費制度は廃止しようということである。

第二は在宅医療の推進である。平成5年度から老人保健制度で訪問看護ステーションによる訪問看護事業がスタートしている。これは65歳以上で寝たきり老人もしくは70歳以上の老人保健制度適用者に限られているが、これを難病患者、重度障害者、働き盛りで脳卒中などにより倒れ寝たきりの状態となった人々などにも拡大し、かかりつけ医師の訪問診療や訪問看護ステーションからの訪問看護を行い、安心して家庭で療養できるようにしようというもので、診療報酬面でも改善、充実していくことにしている。

第三は入院時の食事にかかる給付の見直しである。これは端的に言えば食事代として1日（3食）につき800円を患者負担にしようということ。給食料は普通給食で1日1890円であり、健康保険の被保険者本人は1割負担で1日に付き189円、家族は2割負担で378円、国保は3割負担で567円を入院中の治療代などと一緒に支払っている。かつては入院中の食事は早い、冷たい、まずいといわれたものである。今日ではおいしくしてほしい、日常生活と同じような時間に出してほしい、メニューの選択ができるようにしてほしいという患者の強い要望がある。そこで入院中の食事に関する情報の提供を確保しつつ、食事については現在の療養の給付と切り離して、給付の新しい仕組みとして入院時食療養費というものを設け、患者負担は医療保険の加入種類に関係なく平均的な家計における食事負担として、1日800円を負担してもらおうというものである。住民税非課税世帯の低所得者

は660円、老人にはさらに低所得者対策を予定している。この給食問題は連立与党のなかにも一部異論があるが、入院しても家にいても変わらない生活関連サービスの費用負担—食事が入院していると保険給付され、在宅患者では本人負担となると、不整合、不均衡であり是正すべき、また保険給付の重点化の面からも、医療保険審議会で支持されていることは事実である。この食事にかかる負担は健保組合等が実施している一部負担金還元の規程、附加給付の規程は適用されないとされる。

なお、800円がそのまま認められると、年間3000億円の資金が流動化（保険料と国庫負担が減少）するので、付添看護・介護の是正に2500億円、在宅医療の推進に300億円、給食施設等の整備に200億円が用いられるということである。

第四は現金給付について、出産育児一時金として標準報酬の多寡に関係なく、定額30万円程度を支給することである。

以上の健康保険の改正内容は、一部に異論があるものの、次の通常国会に政府提案され、ほぼ厚生省原案で10月実施となろう。

平成22年から年金65歳支給

次に公的年金制度の改正の問題である。平成6年は5年ごとの年金財政再計算に合わせて年金制度の改正を行う年である。すでに昨年10月12日に年金審議会から年金制度改正について意見書が提出されたが、連立与党では10月25日年金改正プロジェクトチームを作り、意見書をもとに年金制度改正案の検討を行い、昨年12月20日に連立与党政策幹事会に報告書を提出、政務・政策幹事会合同会議でも了承されたので、厚生省ではこの報告書の内容に沿って2月の平成6年度政府予算案編成に臨み、年金制度改正案の内容をまとめるものとみられている。

プロジェクトチームの意見書は、今回改正の焦点である60歳代前半の弾力的措置について、60～64歳は賃金と年金を中心として生活を支える期間とし、65歳以上の満額年金生活とは別個の給付として給付することになっている。具体的には現在60



講演会会場

歳から支給されている特別支給の老齢厚生年金の一定部分（報酬比例部分）を給付するもので、サラリーマン夫婦が60歳から受けとる年金は35年加入、標準モデル年金で満額約21万6000円であるが、報酬比例部分はほぼ半分の10万7000円となる。希望に応じ基礎年金の繰り上げ減額年金（減額率42%で生涯続く）もあわせて支給することになっている。別個の給付は65歳に達すると満額年金となる。ただ、障害者や45年以上の長期年金加入者（中卒者は60歳から、高卒者は63歳から）は、65歳前でも満額年金が受けられることにしている。

これによって支給開始年齢は、平成13年に1歳引き上げ61歳とし、その後3年ごとに1歳引き上げ平成25年から65歳となる。

以上のような60歳代前半の弾力的措置のほか、次期年金制度改正では個別事項としてネット所得スライドの導入、雇用保険の失業給付と年金との併給調整、ボーナスからの保険料徴収（給付には影響させず）、在職老齢年金等の改善、保険料の上げ幅の見直し等が行われる。

現行制度のままでいくと、平成37年の最終保険料率は34～35%とかなり高いものとなるが、プロジェクトチームの年金改正に当たっての基本的な考え方は、将来の現役世代に過重な負担とならないよう、最終保険料率を少なくとも現行の2倍程度の30%を超えないように設計されているといわれる。

以上が予想される公的年金制度改正の内容であるが、厚生省が過去数回にわたり、安定多数の自民政権時代に挑戦し失敗した年金の65歳支給問題が細川連立政権下で、厚生省の前回案より3年遅れとなったとはいえ、実現しようとしていることは、大きな成果と受けとめられている。

女子の専門業務に 社会保険労務士加わる。

金網 久夫

1月24日の夕刊各紙に、労働省が女子の時間外や休日、深夜労働の規制対象外となる専門的業務として、新たに弁理士と社会保険労務士を加える女子労働基準規則の改正案を労働大臣の諮問機関である婦人少年問題審議会（会長人見康子慶応大学名誉教授）に諮問したと報じられていた。

この記事を見て、いよいよ社会保険労務士も公認会計士や弁護士と同様、企業内においても専門職として評価される時代が到来したと感じた。

現在、女子労働基準規則第3条には労基法第64条の2の労働時間及び休日の適用外となる女子の専門的業務として14の業務があげられている。以前、支部で均等法の講義を労働省の松原亘子婦人政策課長（現在の婦人局長）にお願いした際、専門職としてなぜ社会保険労務士が入らなかったのかと質問したことがあったが、その際、これは当面のことでいずれそのような時代がくるでしょうといわれたことがある。それがいよいよ実現するのかもしれないと思うと感無量のものがある。

現在、女性の職場進出はめざましく、そのなかで専門職として活躍している女性も増えてきており今後もその傾向は高まるものと思われる。そのなかで、社会保険労務士はまだ数も少ないこともあって知名度はそう高くないが、職場にあって社会保険労務士として活躍し高い評価を受けつつある者も増えている。今回の諮問を契機として社会的にも大きな変化が出てくるものと期待される。

この記事の出た翌25日に東京会（連合会と

共催）の新年賀詞交歓会が東京会館で開かれ、坂口労働大臣が来賓として出席された。大臣は雇用問題の解決に全力をあげて取り組んでいるといわれ、昨年末に雇用支援トータルプログラムを発表し、その実現に努力していると話された。お話のあと思いきって大臣に近づき、この記事の切り抜きのうち、大臣の写真のある記事を見せて、昨日の新聞で、大臣が女子の専門的業務として新たに社会保険労務士を加えるよう諮問されたことは誠に意義のあることですよという大臣は今後ともがんばってくださいとのことであった。

最近の社会保険労務士試験でも女子の受験者や合格者は増える一方。この規則の改正によりこの傾向はさらに高まると期待される。千代田、中央支部の女性の勤務会員の数を調べると約50名。これからこの女性勤務会員の方たちの活躍が大いに期待される場所であるが、それには男性勤務会員の方々の活躍はもちろんのこと、男女を問わず開業社会保険労務士が社会の期待に応える活躍をすることが何より大切である。この改正は、私は社会保険労務士法の改正にも劣らない重要な改正であると考えている。政府の期待に応えられる専門職として、一層研鑽したいと思っている。

なお婦人少年問題審議会は24人以内の委員で組織され、労働者代表、使用者代表、学識経験者代表の3者構成となっている（同令第2条、3条）。労働省は2月中旬に答申を受けこの4月からの施行を目指しているとのこと。春が待ちどおしいところである。

ゴルフはスコットランドで始まり最初は羊飼いの人たちが遊ぶゲームだったといわれている。日本で最初にできたゴルフ場は現在の神戸ゴルフクラブ（六甲ゴルフ場）で明治36年に英国人グルーム氏によって造られたと聞いている。

私が初めてゴルフクラブを握ったのは昭和37年の秋であった。職場の慰安旅行の際にいたずらでやってみたが、それまではゴルフなんてとんでもない、いや、それよりもつまらないゲームと思っていた。しかし、やってみたらとにかく面白く夢中になってしまった。

充実感があって健康にもとてもよいとされてい

ゴルフと人生



仲野 三郎

るが、ときにはゴルフをやっていたまらなく腹の立つときもある。口惜しくて、自分自身が情けなくなり、もうゴルフはやめたと思いながら少し時間がたつとまた無性にやりたくなる。ゴルフとはそんな魅力と魔力があるスポーツと思っているが、なかにはゴルフは嫌いだという人もいる。あんな大きな耳かきみたいなクラブを振り回してボールを打ち、転がしてカップに入れるゲームなんて馬鹿げており、やる気がしないというのである。しかし、そういう人が何かのきっかけでゴルフクラブを手にしてみるといつの間にかすっかりゴルフ愛好者となっている例を数多く耳にする。“食わ

ず嫌い”という諺があるが食べてみたら意外においしかったということである。

ゴルフは数多くあるスポーツのなかで大きな特徴がある。それは審判員が立ち合わないことである。つまり、自分自身が審判でもあり自分で判断し申告するのであって、ゴルフそのものが、ゴルフファーマはみな誠実であり、故意に不正を犯す者はいないという基本的な考え方の下に育まれてきたことを示している。フェアプレーを重んずるゴルフはルールに明示のない場合でも公正の理念に従って解決してきたわけである。

ゴルフは一定のルールの下でクラブとボールを使ってのゲームである。ボールは重さ45.93グラム以下でサイズは直径42.67ミリメートルとされており、これを直径10.8センチメートルのカップにいかにかクラブの使用回数を少なくカップインさせるかという競技である。単純そうだが意外に難しい。止っているボールを打つことなど簡単に思えるが、ゴルフとは方向と距離をいかに合わせるかということであり、しかも、頭を使うスポーツで、90%考るスポーツともいえる。また、反復してからだで覚えるゲームでもあり、心のゲームともいえる。

心の動きが直ちにショットに如実に現れて、身・技・体、三位一体が求められるゲームなのだ。冷静沈着、大胆にして細心、力まず、あせらず、平常心でクラブを振ることが肝要である。ゴルフの勝負は下駄をはくまでわからないという。しかし、みんな喜怒哀楽のなかでじっと我慢をしながら少しでもよいスコアを目指して努力をしている。そんなことから何かゴルフは人生の縮図のような気がしてならない。つくづく教えられることが多いと思う。

“人には添ってみろ、馬には乗ってみろ”という諺があるが、ゴルフを嫌う人も一度試してみてはいかがと思う。案外好きになってしまうことがあるかも……。中年以降の健康保持増進にはぴったりだし、ゴルフをやらずして一生を終わることはいかにも損ではないかと思う今日このごろである。たかがゴルフ、されどゴルフである。

第一部会だより

富田秀子前第一部会長の後をお引き受けし、夢中で過ごした1年がおわろうとしています。

いまだ、全サイクルが終了したわけではありませんが、この1年を振り返ってみました。

新執行部発足当初、委員会の構成に苦労しましたが、幸い熱心な委員長さんに助けられ、6月15日電設健保会館での第1回第一部会開催となり、平成5年度の事業方針を決定していただきました。

7月7日の第一部会は、「算定相談コーナー設置」が主題でしたので支部との共催となりました。この日業務推進委員会では研修についてのアンケート調査をいたしました。その結果「身近な手続き業務に関連したもの」「発言の機会を多く」などの要望があり、これを受けて、実質的な第2回は9月7日、出版健保会館で「気軽にトーク」と題し、1・2号業務のリストラとマニュアル化を議論いたしました。

その主なものは、①行政官庁との関係、②顧問先事業所との関係、③事務所内部の事務処理の合理化、④同業者、他士業を含めライバルとの関係の4点です。その他として「東京会と支部の位置づけ」「安定所への三帳簿省略」などの提案がありました。

「気軽にトーク」は、富田前第一部会長時代からの継続企画で、会員同士の交流を深める意義があると思います。

10月、11月の第一部会例会およ

び研修については、会報52号で既報告のとおり、会員のなかから講師を起用し、質の高い研修を行いました。

2月1日第6回研修会は出版健保会館において「改正労基法の運用Q&A」と題し、中央労働基準監督署の黒須第二方面主任を講師に、改正政省令の研修を行いました。

本年最後の研修は3月8日、中央労政会館において東洋経済新報社の篠原勲先生をお招きし「94年の日本経済の展望」と題して研修を行います。あわせて、東京商工会議所での「窓口相談の傾向」を相談員の方から報告していただく予定です。

さてこうした研修のほか、第一部会ではさまざまな業務がありますのでご紹介いたします。

1. 中央区役所年金相談員として毎月派遣
(第4水曜日:12名:中央区役所)
2. 東京商工会議所専門相談員として毎月派遣
(第2第4火曜日:4名:東京商工会議所)
3. 臨時労働保険指導員として確定申告書相談受理
(5月10日~17日まで21名:中央監督署)
4. 臨時労働保険指導員として確定申告書相談受理
(5月13日~16日まで4名:ハローワーク飯田橋)
5. 臨時労働保険指導員として丸調カード先訪問
(6月17日~30日まで55名:事業所訪問)

6. 四社会保険事務所の算定相談員
(8月1日~10日まで64名:算定相談コーナー)
7. 労働保険新規加入事業所説明会の講師
(9月、10月、12月、2月:8名:中央監督署)
8. 5人未満法人事業所等巡回説明員
(11月、2月:約20名:各社会保険事務所ごと)
9. 四社会保険事務所の名札掲示整備
(地区担当副支部長へ申出:随時)
10. 中央労働基準監督署への名札掲示整備
(第一部会長へ申出:随時)
11. 第一部会会員名簿の発行
(監督署・ハローワークおよび社会保険事務所用)

以上のような業務ですが、これらの人選は基本的に第一部会の例会で行っております。会員の皆様の例会への出席とご協力をお願いいたします。

さて、その例会ですが平成6年度の開催予定は第一火曜日を原則として以下のとおりです。

6月7日、9月6日、10月4日、11月8日(第2火)、2月7日、3月7日。

最後に、未熟者ではございますが今後1年間、精一杯努めたいと思いますので、皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

第一部会長 恩田和明

第二部会だより 第二部会の活性化を目指して——アンケート調査検討の経緯について

第二部会では、昨年4月社会保険労務士法が改正されたことに伴い、勤務等社会保険労務士会員の大幅な増加が予測されるため、現

行第二部会会員のアンケート調査を行うべく検討してまいりました。

アンケートの内容としては、
①企業あるいは事業所等におい

てどのような業務を担当しているのか

②得意とする分野について

③人事諸制度の情報の提供につ

いて

④入会しているメリットについて

⑤研修方法・内容等の希望

⑥支部に対する希望・提案

等の項目を予定し、これらを調査分析のうえ、今後の第二部会の資質向上と活発な活動の推進に資す

ることを狙いとしました。

しかしながら、このアンケート調査に関しては、広く東京会として調査分析をしていただくべきではないかと考え、当支部で検討した調査票を添付のうえ、昨年12月15日付にて東京都社会保険労務士会に提案依頼いたしました。

東京会第二部会としても、前向きに検討していただけるようですので、平成6年度は東京会でのこのアンケート調査の動向を見ながら、第二部会の会員のための具体的な施策を検討実施していきたいと考えております。

委員会報告

新規入会者懇談会

11月11日明神会館(寿の間)にて

(1)千代田・中央支部の概況

(2)その他

第7回正副支部長・委員長会議 ならびに第3回幹事・監査会議

12月8日「大周樓」にて

報告事項

(1)東京都社会保険労務士会諸会議の結果について

(2)部会ならびに委員会の活動状況について

(3)各地区別忘年会の開催状況について

協議事項

(1)第5回例会・研修会の開催について

(2)新春賀詞交歓会(政連共催)の開催について

(3)第4回幹事・監査会議、第5回研修会の開催について

(4)寺島忠夫第二部会長 辞任届について

榊原昭夫幹事 勤務先異動について

(5)その他

第8回正副支部長・委員長会議

1月12日電設健保会館にて

報告事項

(1)東京都社会保険労務士会諸会議の結果について

(2)部会ならびに委員会の活動状況について

(3)幹事・監査忘年会の開催結果について

協議事項

(1)第5回例会・研修会ならびに新年賀詞交歓会(政連共催)の運営について

(2)第4回幹事・監査会議、第6回例会・研修会の開催について

(3)第17回定例支部会議ならびに懇親会の開催について

(4)その他

第9回正副支部長・委員長会議

2月9日東京製本健保会館にて

報告事項

(1)東京都社会保険労務士会諸会議の結果について

(2)部会ならびに委員会の活動状況について

(3)新年賀詞交歓会結果について

(4)その他

協議事項

(1)第4回幹事・監査会議、第6回例会・研修会の開催について

(2)第17回定例支部会議ならびに懇親会の開催について

(3)平成6年度事業計画および予算(案)について

(4)その他

お知らせ

去る1月12日(水)電設健保会館において新年賀詞交歓会を開催しました。



新会員の紹介

月・日	氏名	地区	形態
10. 1	皆川 弘	京 橋	勤務等
	渡辺 邦男	日本橋	勤務等
	勝呂 彰	神 田	勤務等
	島村 清治	麹 町	勤務等
10.22	中川 勝彦	麹 町	開 業
11.17	門馬 高德	京 橋	勤務等
11. 1	小川 明	京 橋	勤務等
	岩田壽亜子	京 橋	勤務等
	長沼 聖子	日本橋	勤務等
	寺田 妙子	麹 町	勤務等
	多田美香子	麹 町	勤務等
11.17	寺西 純子	麹 町	開 業
12. 1	寺田美津司	日本橋	開 業
12. 9	上村 郁夫	神 田	開 業
12.24	黒田 美江	日本橋	開 業
12. 1	津崎 典正	麹 町	勤務等
	緑川 正人	麹 町	勤務等
	内田 重治	麹 町	勤務等
	小山 景昭	麹 町	勤務等
	村田 智秋	麹 町	勤務等
	齋藤知恵美	麹 町	勤務等
	内田 敦子	神 田	勤務等
	鈴木 徹也	神 田	勤務等
	石川儀市郎	日本橋	勤務等
	森竹 和実	日本橋	勤務等
	加瀬 良夫	日本橋	勤務等
	大石 雄吾	日本橋	勤務等
	熊谷 昭二	日本橋	勤務等
12.24	中根 洋子	神 田	勤務等

■会員異動状況(単位:名)

項目 地区	平成5年12月31日現在		
	開 業	勤務等	計
麹 町	44	151	195
神 田	60	122	182
日本橋	31	95	126
京 橋	49	91	140
合 計	184	459	643

法案の成立

政連支部会長

松林 清雄

政連支部会長就任当時のあいさつで「政治改革法案は陣痛中のようなのです」と話したことを思い出します。

国民、どの党も政治改革を主張しているのに、なぜ、法案が成立しないのか。ブラウン管、新聞等の情報のとおりです。この記事が掲載されるころにはどうなっているものやら？

ところで、私ども、千代田中央支部の新春賀詞交歓会も去る1月12日に政治連盟共催で盛会に終

えることができました。

政連関係では、千代田区・中央区区長様はじめ、各区議会の各党の議長、副議長、幹事様に、ご案内申し上げて、出席・祝電などいただき、盛大な会になりましたことを、ご報告申し上げます。会員のご協力ありがとうございました。

さて標題について、法案の成立ということがいかに難しいものか政治改革法案で憲法・国会法・公職選挙法と学ばせていただきました。

私どもの身分法の一部改正が実現されていますこと、痛感しています。

法改正にふれて私ども関係行政の方が全国社会保険労務士会連合会、政治連盟の働きに拍手を送りたいと話され、とても嬉しい日がありました。

社労士に直接関係深い、憲法25条生存権・27条勤労の権利・28条労働三権等の関係法律が、21世紀に向かって改正がなされ、良き福祉国家が築かれることを希望し、政治連盟のさらなる発展を望むものです。

編集委員の紹介



関口 尚孝

出身地 東京都

趣味 ファミコン

編集委員として、親しみのある会報づくりを目指して、がんばって行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

あとがき

私の職場は築地、本願寺が近く築地川公園をはさんで隣は聖ロカ病院である。

聖ロカ病院も最近が高層ビルに移転しているが、従来の建物（最近、工事中のため、全貌を直接見られないのが残念だが…）の横には、忠臣蔵で有名な浅野内匠頭の屋敷跡と、芥川龍之介生誕の地の記念碑がたっている。

この病院の古い建物の中には、チャペルがあり、ステンドグラスが美しく、パイプオルガンもある。

ときどき、チャペルの鐘の音が聞こえる。賛美歌が多いようだが、季節に合わせて～クリスマスの頃には、クリスマスキャロルが聞こえる。しごとをしながら、これらの音を聞いているのだが、多少、音程が下がり気味なのが気になっている。

築地川公園に本願寺の裏側から入ってくると、木の間がくれに、聖ロカ病院の十字架が聳えている。とくに、暗夜に輝く十字架は美しい。

築地について書けばまだまだ沢山あるが、紙面の都合で以下はカット。機会があれば、続編を書く。かちどき橋も中央市場も朝日新聞社も築地だからだ。

でも、元気でなければ散歩してネタを探すこともできない。健康の有り難さを痛感している。

（牧野）